

D  
A  
T  
A



D  
A  
T  
A



## 1 諮問・答申

### (1) 第6次大口町総合計画の策定について（諮問）

大政諮第1号  
平成17年8月9日

大口町総合計画審議会  
会長 高橋歳治 様

大口町長 酒井 鉄

### 第6次大口町総合計画の策定について（諮問）

緑豊かな田園と多くの優良企業を有する町「大口町」は、明治の制度で生まれ、昭和の大合併以後に「自立」を築き、平成18年に100周年を迎えます。

また、大口町を取巻く状況は少子高齢化や急速な高度情報化の進行によって大きく変わり、平成12年4月の地方分権一括法の施行は、明治以来続いた中央集権体制を地方分権体制へ変えようとしています。

このような背景を元に、先人の並々ならぬ努力と先見性により築き上げられた郷土大口を、真の豊かさが実感できる町として次の世代に引き継ぐために、行政の仕組みを変え、住民の自立と助け合いでつくる新しい社会を目指したまちづくりが必要です。

そのため、町の理念を示し、すべての施策の羅針盤となる基本方針（第6次総合計画）の策定について、大口町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## (2) 第6次大口町総合計画について（答申）

大総審第1号  
平成18年1月11日

大口町長  
酒井 鉄 様

大口町総合計画審議会  
会長 高橋 歳 治

### 第6次大口町総合計画について（答申）

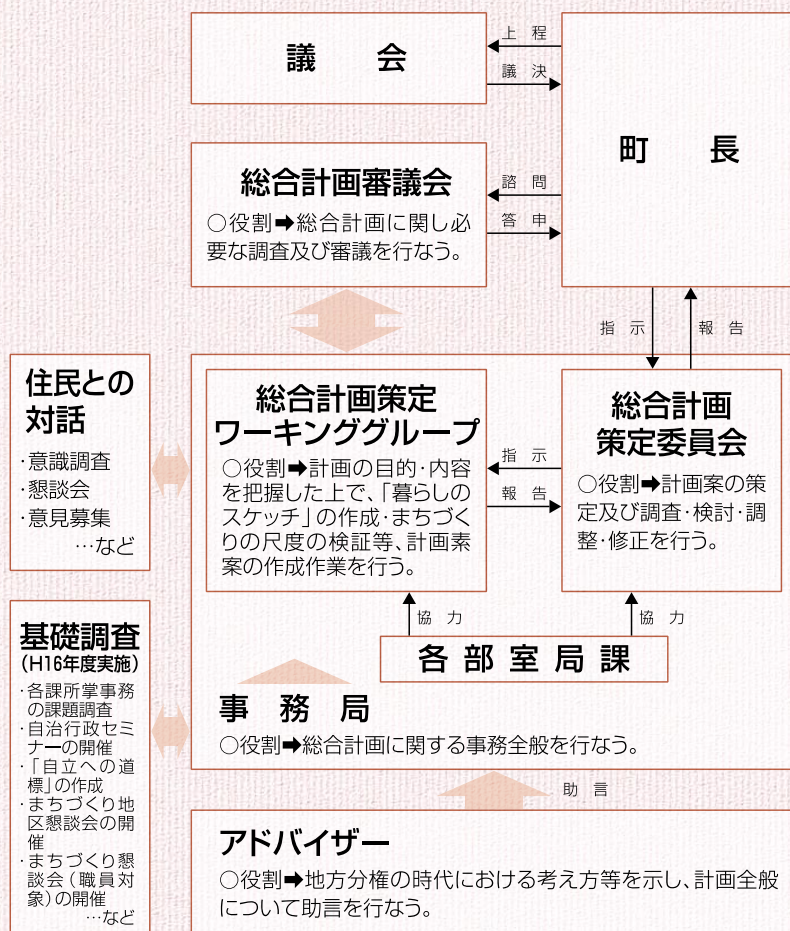
平成17年8月9日付け、大政諮第1号で諮問のありました第6次大口町総合計画について、当審議会として慎重かつ活発に審議を重ね、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、審議過程での意見等を十分に尊重するとともに下記事項に留意され、その実現に向かって邁進されることを希望します。

#### 記

- 1.本計画は、町政の羅針盤としての役割を果たすまちづくりの理念と方針を掲げ、町民と行政が対等な関係で共に豊かな自治を築こうとする姿勢を貫いています。それ故、本計画の趣旨を町民に周知するとともに、計画に即した真摯な取り組みを通じて広く町民の理解と協力を求めてください。そして「みんなで進める自立と共助のまちづくり」の理念のもとに町民の参画と参加を得ながら様々な施策の展開に努められることを要請します。
- 2.本計画の着実な推進のために、当審議会でも重視した行政評価制度との連動を早期に図り、進捗状況や成果を明らかにして、町民に広く公開するなど、透明性と説明責任を確保した適切な進行管理を図るよう要請します。

## 2 総合計画の策定体制



### 3 総合計画審議会

○ 会長    ○ 職務代理

氏 名	所 属 団 体 等
田 中 一 成	大 口 町 議 会
柘 植 満	大 口 町 議 会
宮 地 計 年	大 口 町 議 会
伊 藤 錦 邑	大 口 町 議 会
○ 高 橋 歳 治	大 口 町 議 会
大 森 智	大 口 町 都 市 計 画 審 議 会
伊 藤 洋 子	大 口 町 教 育 委 員 会
中 村 峰 雄	大 口 町 国 際 交 流 委 員 会
前 田 道 孝	大 口 町 商 工 会
石 田 直 美	お お ぐ ち 福 祉 会
○ 中 野 軍 治	学 識 経 験 者
倉 地 和 弘	学 識 経 験 者
楠 靖 男	公 募
野 田 裕 子	公 募
中 村 和 枝	公 募

## 4 総合計画策定委員会・ワーキンググループ

◎委員長 ○副委員長

氏名	職名・所属
<b>総合計画策定委員会</b>	
◎ 社本一裕	助 役
○ 佐藤義則	政策調整室長
森 進	総務部長
水野正利	健康福祉部長
山田三夫	環境建設部長
近藤 登	教育部長
前田 釵吉	会計室長
鈴木宗幸	議会事務局長

## 総合計画策定ワーキンググループ

丹羽武弘	行政課
稲垣 敬	企画財政課
丹羽清人	情報課
吉田幸弘	税務課
鈴木妙子	生活課
佐藤善則	福祉課
江口靖史	こども課
星野賀代子	こども課（西児童センター）
酒井邦恵	こども課（北保育園）
近藤美津子	保険年金課
小島まゆみ	地域振興課
松井昌子	健康課
熊谷春奈	環境経済課
滝 和彦	建設課
松山郁雄	都市開発課
山本重徳	下水道課
岩崎義宏	学校教育課
江口優子	生涯学習課
村田裕美子	監査委員事務局
山田隆至	会計室

## 5 総合計画の策定経過

平成16年3月	第5次総合計画の進捗状況調査
4月	各課所掌事務事業の課題抽出と整理
5月	部門別計画やアンケート等資料の集約
6月～8月	「広報おおぐち」へ連載(総合計画談義)
6月	学識者へのヒアリングを実施
7月	目指すべき総合計画のあり方について
8月	地方分権型社会の認識と合併協議(買いてきたまちづくりの姿勢)の整理
9月～11月	「自立への道標」の作成
9月21日	自治行政セミナーの開催 演題「分権改革と地域自治のゆくえ」 ～住民自治と協働のまちづくりの先に見えるもの～ 講師 大森彌氏(東京大学名誉教授) 参加者93名
9月	変化(環境・価値観)への対応について
10月～12月	第6次総合計画骨子(案)の作成・検討
12月	まちづくり地区懇談会の開催について(区長会へ依頼)
平成17年1月～2月	まちづくり地区懇談会の開催 全12会場 参加者456名
1月	総合計画の策定趣旨と方針について まちづくりの判断基準と改革の必要性について
2月	まちづくり地区懇談会での意見等の集約 「自助」「共助」「公助」の考え方と目指すまちづくりのイメージについて
2月～3月	まちづくり懇談会(職員対象)の開催 全2回 参加者125名
3月	総合計画の策定体制と構成について
4月 4日	まちづくり地区懇談会の総括と第5次総合計画の評価
4月 14日	総合計画の構成について
4月 21日	総合計画の構成について



- 4月 26日 総合計画の骨子(理念・方針・行動目標)について
- 4月 27日 地方分権型社会の表し方(序章)、まちづくりの尺度の必要性について
- 4月 28日 まちづくりの尺度について
- 5月～6月 「第6次総合計画の概要」の作成
- 5月 2日 まちづくりの尺度について
- 5月 6日 まちづくりの尺度について
- 5月 10日 序章及びまちづくりの尺度と暮らしのスケッチについて
- 5月 19日 序章、まちづくりの尺度と暮らしのスケッチ及び改革方針について
- 5月 25日 総合計画の策定体制とスケジュールについて
- 5月 26日 まちづくりの尺度と改革方針について
- 6月 28日 総合計画の構成について
- 7月 28日 計画策定の趣旨や体制・スケジュールについて  
住民意識調査の実施について
- 8月 5日 第1回総合計画策定委員会
- 計画策定の趣旨や体制・スケジュールについて
  - 住民意識調査の実施について
  - 第5次総合計画の達成度評価調査について
  - まちづくり(地区・職員対象)懇談会の結果について
- 8月 9日 第1回大口町総合計画審議会
- 諮問
  - 「自立への道標」について
  - 第5次総合計画の達成度評価調査について
  - まちづくり(地区・職員対象)懇談会の結果について
  - 計画策定の趣旨や体制・スケジュールについて
  - 住民意識調査の実施について
- 8月 11日 集中改革プラン、部門別計画との関係性について  
総合計画策定・審議スケジュールについて

- 8月 22日 第1回総合計画策定ワーキンググループ
- 第5次総合計画の振返り
  - 「自立への道標」について
  - 計画策定の趣旨や体制・スケジュールについて
  - 「第6次総合計画の概要」に対する意見等の集約
- 9月 2日 第2回総合計画策定ワーキンググループ
- 暮らしのスケッチづくり(ワークショップ)
- 9月 3日 自治行政セミナーの開催
- 演題「新しい時代の自治のまちづくり」  
～第6次総合計画策定に向けて～
- 講師 大森彌氏(東京大学名誉教授)
- 参加者84名
- 9月 7日 序章及び将来人口について
- 9月 15日 第3回総合計画策定ワーキンググループ
- 暮らしのスケッチづくり(ワークショップ)
- 9月 16日 第2回総合計画策定委員会
- 序章について
  - 「第1章」「第3章」について
- 9月 20日 住民意識調査の実施  
～10月3日 (町在住の20歳以上1,600人を対象)
- 9月 27日 第2回大口町総合計画審議会
- 「序章」「第1章」「第3章」について
  - 自治行政セミナーの結果について
  - まちづくり(職員対象)懇談会の職員レポートについて
- 9月 30日 第4回総合計画策定ワーキンググループ
- 暮らしのスケッチづくり(ワークショップ)
- 9月 30日 改革の方針と行政評価制度について
- 10月 4日 「新たなまちづくりの尺度と暮らしのスケッチ」について
- 「まちの構造と土地利用の方針」について
- 都市間比較にみる大口町の特徴について

- 10月 6日 第3回総合計画策定委員会  
•第2章「新たなまちづくりの尺度と暮らしの  
スケッチ」、「第4章」について
- 10月 7日 まちづくりの基本理念について  
改革(意識・組織・財政)の方針について
- 10月18日 「まちづくりの基本理念と将来像」について  
「将来像を実現するための改革方針」について
- 10月19日 第4回総合計画策定委員会  
•第2章「まちづくりの基本理念と将来像」、  
「第4章」について  
•大口町の現況、都市間比較にみる大口町の特  
徴について  
•住民意識調査の結果について
- 10月31日 第3回大口町総合計画審議会  
•第2章「まちづくりの基本理念と将来像」、  
「第4章」について  
•「序章」「第1章」「第3章」の修正について  
•住民意識調査の結果について
- 10月31日 「第5章」の考え方について
- 11月11日 「第5章」の考え方について
- 11月14日 「第5章」の考え方について
- 11月 2日 第5回総合計画策定ワーキンググループ  
•第6次総合計画素案(序章から第4章)について  
•「第5章」の考え方について
- 11月24日 「第5章」について
- 11月29日 第5回総合計画策定委員会  
•「第5章」について  
•第6次総合計画素案(全内容)について
- 11月30日 第4回大口町総合計画審議会  
•「第5章」について  
•第6次総合計画素案(序章から第4章)の修正  
について  
•総合計画素案の公表と意見等の募集について

12月 5日	第6次大口町総合計画(素案)に対する
~12月15日	意見等の募集
12月21日	第6回総合計画策定委員会
	•第6次総合計画素案(最終案)について
	•第6次総合計画素案に対する意見等の募集結果について
12月27日	第5回大口町総合計画審議会
	•第6次総合計画素案(序章から第5章)の修正について
	•第6次総合計画素案に対する意見等の募集結果について
	•第6次大口町総合計画の答申の案について
平成18年1月 11日	第6回大口町総合計画審議会
	•第6次大口町総合計画の答申案の修正について
	•答申
2月 2日	平成18年第1回大口町議会
~2月8日	「大口町総合計画の策定について」上程、議決

## 5 大口町総合計画審議会条例

(昭和 39 年 3 月 19 日)  
条例 第 10 号

改正 昭和 62 年 3 月 23 日 条例 第 1 号  
平成 17 年 3 月 30 日 条例 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 の規定に基づき、大口町総合計画審議会の設置および運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、大口町総合計画審議会を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| (1) 町議会の議員      | 5 名 |
| (2) 町審議会等の委員    | 3 名 |
| (3) 町内企業、各種団体代表 | 2 名 |
| (4) 学識経験を有する者   | 2 名 |
| (5) 町民          | 3 名 |

3 前項第 5 号の委員は、町民各層の幅広い意見が反映されるよう公募その他の方法によるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

## 6 大口町総合計画策定委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大口町総合計画策定委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 大口町総合計画の策定に関し、調査・検討並びに計画案の調整・修正及び決定を行うため、大口町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、町長が指名する職員を持って組織する。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が指名したものは会議に出席し、意見を述べることができる。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、助役をもって充て、副委員長には、政策調整室長をもって充てる。

(委員長の職務)

第 4 条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(作成委員の指名)

第 6 条 委員長は、具体的な計画及び実施要領を作成するため、作成委員を指名することができる。

(各部課等の協力)

第 7 条 委員会の目的達成のために各部課及び局室は、積極的に協力しなければならない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、政策調整室政策調整課において処理する。

(その他必要事項)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 4 年 5 月 1 日から施行し、改正後の大口総合計画策定委員会設置要綱の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行し、改正後の大口町総合計画策定委員会設置要綱は平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

